

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正について

I 改正等の目的

令和2年9月より12月にかけて、「投資信託協会が定めている投資信託の運営（運用・計理・開示等）に係る諸規則等の見直しに関する意見募集について」を実施し、これら寄せられた意見のうち、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則等について所管の不動産投信専門委員会を中心に検討したところである。

その検討結果を踏まえ、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則及び不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議について所要の整備を図ることとする。

II 主な改正等の内容

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

イ 長期修繕計画等に係る開示で、運用報告書等において積み立てられた金額の計算期間について、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則と平仄を取る。

(第11条)

ロ 資本的支出の開示について、約款等に定める公告だけでなく、電磁的方法の開示を認める。

(第24条)

(2) 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

イ 長期修繕計画等に係る開示で、運用報告書等において積み立てられた金額の計算期間について、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則と平仄を取る。

(第22条、第26条、第29条、第34条)

ロ その他所要の整備を図る。

(第6条、第26条、第34条)

(3) 不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

実務に合わせて用語の修正を行う。

((9) 投資口に関する事項及び(24) 不動産等及び資産対応証券等の売買状況等)

III 施行の時期

令和4年2月17日から実施する。

以 上